

徳島県告示第二百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
和田島第一加入区	和田島漁業協同組合の地区のうち和田島町字遠見及び字洲端の区域	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
和田島第二加入区	和田島漁業協同組合の地区のうち和田島町字西浜手、字西林、字浜塚、字浜田、字松田新田及び字平見の区域	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
和田島第三加入区	和田島漁業協同組合の地区のうち和田島第一加入区及び和田島第二加入区の区域を除く区域	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）